

令和6年度第1回彦根市高齢者保健福祉協議会	
<p>■日時 令和6年(2024年)8月8日(木) 午前10時～午前11時22分</p> <p>■場所 彦根市福祉センター別館2階 多目的会議室</p> <p>■出席委員 安孫子会長、森副会長、石川委員、文村委員、城戸委員、菅原委員、鈴木委員、高橋(孝)委員、高橋(嘉)委員、笹委員、田口委員、辻委員、友近委員、細田委員、村岸委員、(15名)</p> <p>■欠席委員 岡崎委員、佐野委員、寺見委員、横野委員</p> <p>■事務局 福祉保健部次長、健康推進課長、健康推進課(成人保険係長)、保険年金課長、高齢福祉推進課長、高齢福祉推進課主幹、高齢福祉推進課(事業者支援係長、地域包括支援係長、介護保険係長、黒木副主査)</p> <p>■傍聴 なし</p>	
開会	
事務局	<p>皆さま、おはようございます。ただ今から、令和6年度第1回彦根市高齢者保健福祉協議会を開催します。</p> <p>まず、会議の成立についてでございます。彦根市介護保険条例施行規則第17条第2項の規定では、「第1号から第3号までの委員のそれぞれ1名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。」と定められております。</p> <p>本日は、第1号から第3号までの委員のそれぞれ1名以上にご出席いただき、委員19名中、過半数の15名にご出席いただいておりますので、当会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは開会に当たりまして、福祉保健部次長が一言ごあいさつ申し上げます。</p>
福祉保健部次長	(挨拶)
事務局	<p>ありがとうございます、</p> <p>続きまして、本年4月の人事異動に伴い事務局職員に交代がありましたので、報告いたします。</p> <p>(事務局紹介)</p>
事務局	<p>次に、資料の確認および、資料訂正の説明をさせていただきます。</p> <p>(資料確認、訂正内容の説明)</p>
事務局	<p>本日は、11時30分を終了予定とさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、彦根市介護保険条例施行規則第17条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、この後の進行は安孫子会長をお願いいたします。</p>
安孫子会長	<p>安孫子です。よろしくお願いたします。ご発言はマイクを使用して、最初に所属とお名前をおっしゃってからお願いいたします。</p>
3 内容(議題)	
第8期後期(令和5年度)彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗評価について	
安孫子会長	<p>それでは、次第3 第8期後期(令和5年度)彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	(資料説明)
安孫子会長	説明ありがとうございました。今の説明について、ご意見・ご質問ある方は挙手でお願いいたします。
田口委員	資料 1-1 の評価シートの項目について、担当部局がすべて出席しておらず、説明のできない項目があるとのことでした。「なぜできなかったのか」「このような課題がある」など、できなかった事業についての説明はないのでしょうか。
事務局	事務局としても、すべての関連部局がそろって説明できる形が本来のものと考えておりますが、そろうことはかないませんでした。すべての項目についてお答えすることは難しいと思いますが、出席している職員でお答えできるものについては答えさせていただきますので、ご意見・できていない項目等について質問をいただければと思います。
田口委員	1 時間半ではとても足りないと思っています。個々の項目について質問するつもりはありませんが、できなかった事業について反省などはないのでしょうか。
事務局	できなかった事業につきましては、資料 1-1 「達成の要因／問題点・課題」「今後の方向性」欄に反省も含めて記載しています。記載だけではわかりにくいところは、ここでご意見いただければと思っております。
田口委員	また別個に聞かせてもらいに行きますのでよろしく申し上げます。
田口委員	達成したというところで、例えば、介護人材が足りないのでパンフレット配布等を行った、説明会を開いた、「やりました」ということで目標は達成した事業とされていますが、これで事業者は満足しているのでしょうか、「よくやってくれた」という評価になるのでしょうか。
安孫子会長	介護人材を育成するうえで不足が言われていますので、これを改善するためにご尽力いただいているとは思いますが、パンフレットの配布などで OK になるのかというところです。委員の中で、そのような評価に関わられている方にお聞きするのがよいと思いますが。
鈴木委員	<p>難しい質問と思って聞いていました。おそらく、滋賀県内でも彦根市は取組をいただいている方だと思います。これが本当に人材確保につながっているのかと言われると、実際のところあまり効果はありません。パンフレットを作製したからそれを見て来られたということは聞いたことがありません。YouTube を見て介護の仕事をするという人もなかなかおられません。</p> <p>ただし、介護の仕事の魅力発信というところで言いますと、こういうツールをたくさん作っていただくのはありがたいと思います。パンフレットもこの圏域で作成いただき、県にも出して、県でも評価が高く、各市町でも参考にしたらどうかと紹介いただいたり、知事にアクティブシニアのパンフレットを見ていただき「頑張ってもらいたい」と応援の言葉をいただいたりしています。</p> <p>直接の人材確保にはあまりということですが、周りへの波及はあるといったところです。魅力発信、介護の仕事を理解いただくツールとしては役立っていると感じています。福祉の職場の説明会も開催いただいております。このエリアは結構回数を多く聞いてもらっていて、他のエリアからは「彦根はうらやましい」と言われています。</p> <p>これが人材確保につながらないということは、どうやって来場者に介護の現場で働</p>

	<p>いてもらうのか、もう一つ上の段階のところは課題、難しいというところ。評価指標として、実施したら A というところが、どれだけ確保したかとなると B になってしまいます。</p>
安孫子会長	<p>他の委員の方、意見はございませんか。</p>
辻委員	<p>基本目標 4 の災害時避難行動要支援者登録制度の推進について、前年度に比べ登録者の減少と登録率も減少となったとのことで、かなり減少してきているという課題に対して、「高齢者数は年々増加しているものの、死亡・施設入所によって登録廃止となる件数が増加し、そのために登録率の増加に関しては厳しい状況」とされています。</p> <p>本当にそうかと思ってみており、確かに死亡・施設入所の方は多いですが、新たに対象になる方も増えてきている状況で、登録率の増加は本当に厳しいのか、疑問を持ちました。</p> <p>あと、今年度からは直営で制度周知をしていただいています。周知をどう図ろうと考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的な数値は本日持ち合わせておりませんので具体的な登録率の説明はできませんが、登録者数は増えていますが、亡くなっている方がそれ以上におられ、現実には減少しています。「もっと登録者数を増やせばよい」ということになり、そこは取り組んでいかなければなりません。担当を確認するとやはり亡くなっている方が多い、とのこと。</p> <p>周知につきましては、自治会に登録と要支援者を想定した避難訓練の実施の案内をしています。また、恒常的なものとして市ホームページ等に掲載しております。</p>
辻委員	<p>仰っていることはごもっともなことと思いますが、登録されている方が減るのは当然のこと、新たに対象になる方が年々増加傾向にあるが、その方が登録に結びつかない要因はどこにあるのでしょうか。</p> <p>もちろん、我々ケアマネジャーもこういう制度があることを周知していますし、登録に向けてのサポートも行っています。それでも、登録が必要な方でもなかなか登録に至らない、その現状があるということもわかっていますので、登録されている方ではなく、登録が必要であるにも関わらず登録できていない方への取組も重点的に考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>参考にさせていただきます。</p>
菅原委員	<p>基本目標 5(1)1、2「地域包括支援センターの体制の充実」「総合相談支援業務」について、達成度は A というところで、研修やネットワークのことで充実を図ってきたということのようです。</p> <p>このことに関して個別の事例ですが、地域包括支援センターは住民の窓口として大事な役割を果たしていると思いますが、市民が市の窓口へ行かれても対応が十分になされずに地域包括支援センターに回されています。包括で内容を聞くとお金に困られてアパートを探しているという話でしたが、それも地域包括支援センターで相談するように言われたとのことでした。</p> <p>結果、市に返すという電話を入れたが「私は副担当で、主担当に言ってください」という返事が返ってきたそうです。実際そういうことが起こってきています。これで</p>

	<p>ネットワークの構築を図ったと言えるのでしょうか。大筋ではそういうことになるのかもしれませんが、「丸ごと」や重層的ネットワークとして市を横断して困難ケースを解決していくことが実際にできるのか疑問に思っています。</p> <p>一事例だけかもしれませんが、現場でそういうことが起こっている反面、このような場では重層のネットワーク・問題の複雑化に対応できているということに矛盾を感じています。</p>
事務局	<p>昨年度まで体制に脆弱な部分あったということは市としても把握しています。その反省を生かして、体制の強化として地域包括支援センターなどの関係機関と密に協力を取り合っけていながら、高齢者の福祉の向上を図っていきたくて考えています。</p> <p>実際にこのような意見があったことは課内でも周知させていただき、今後さらに密に協力していけるよう進めていきます。</p>
高橋(嘉)委員	<p>地域包括支援センターの充実ということで、毎年一生懸命取組をしていただいていると思っていますが、高齢者に関わる相談は全て地域包括支援センターということで、例えば高齢者に問題はなくともその家庭・同居人の事情ということでも、高齢者がおられるなら地域包括支援センターに相談を、という回答を受けて、地域包括支援センターに連絡してこられます。そうすると、地域包括支援センターの職員も一生懸命取組をしていますが、毎年相談件数が増えている中で、旧態依然の4~5人の職員体制のままでどうしてやっていけるのかをもう少し考えていただきたいと思います。</p> <p>また、虐待対応について、地域包括支援センターに連絡が入り対応はしますが、虐待の第一の対応の場は地域包括支援センターではありません。それで担当課から「もう少し聞いてもらわないと」など言われ、地域包括支援センターの職員の負担がすごく大きくなっています。</p> <p>体制の充実ということであれば、やはり人数のこともしっかり考えていただきたいし、3職種の確保ということで、我々も頑張ってはきましたが、なかなか応募がありません。市でも保健師の採用には困っている状況で、こちらは探すことすら難しいです。社会福祉士ならなんとか探せますが、主任ケアマネ・保健師は大変難しい。ほかに補填する職員の配置をもう少し考えてもらいたいと思います。そのうえで初めて充実となるのではないかと思います。</p>
高橋(孝)委員	<p>評価シートでは、地域包括支援センターの機能強化の達成度は全てAとなっています。このAとしているのは地域包括支援センター職員の努力の賜物。ただ、その努力がいつまで続くのかということろまで、今はきています。人材確保も含めて企業努力だけでは何ともなりません。</p> <p>そこに彦根市として入っていただき、それで人材の問題が何とかなるかということろでも難しいとは思いますが、非常に増えている相談に対応できないところまできています。機能強化で「達成できた」となっていますが、果たして市民にとって本当にそうなのか、しっかりと見直していく必要があると感じています。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。複合的な問題を抱えた家庭は多くあり、その中の一つとして高齢者のおられる世帯には、実際に地域包括支援センターで大きく動きを取っていただいている状況となっています。これまで対応が十分でなかったところがあるということは認識しております。福祉包括化推進員も各課に1名ずつ置い</p>

	<p>ており、その中で重層的な問題を抱えた家庭については「丸ごと会議」等を活用して、対応をさらに推進していきたいと考えています。</p> <p>虐待対応については、当然市に対応の責任があると認識しています。虐待認定のための調査は地域包括支援センターを中心にさせていただいているところですが、その負担が大きくなっていることは各地域包括支援センターからも聞き及んでいます。今後についても、市がすべてを任せるのではなく、市と協働していくということも考えています。</p> <p>達成度が A となっているのは地域包括支援センターの努力の賜物であることは、こちらもおのりであると認識しています。体制を維持するにあたり、高齢者数は増えており負担も大きくなっているところで、全てを地域包括支援センターに任せるのではなく、市としても体制を整えながら協働して、同じ方向を見てやっていきたいと考えています。</p>
辻委員	<p>地域包括支援センターの機能強化の中で、「PDCA サイクルによる事業評価の実施」とありますが、地域包括支援センターの運営協議会に出席してずっと感じていることは、報告会で終わっていることで、その印象がすごく強いです。</p> <p>意見を言わせてもらうことは確かにありますが、協議の場は一切ないと感じています。ただの報告会で終わってしまうのは非常にもったいないので、協議することはしっかりと協議をさせてもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。また 8 月 29 日に運営協議会を予定していますので、ご意見を参考に進めていきたいと考えています。</p>
安孫子会長	<p>他の委員の方、意見はございませんか。</p>
城戸委員	<p>「成年後見制度の周知と利用促進」の評価を見ますと、市長申立に至らなかったことが今回の評価と結びついているのかと思います。そもそも周知・利用促進は利用したからよいというものではなく、利用しなくてもできる支援もあります。本人に利用することのメリット・デメリットをしっかりと伝えるという形もありますが、それよりも大事なのは、啓発のための研修・講座、周知をどうしていくのかということだと思います。</p> <p>当センターでは年に 2 回は成年後見制度の講座を実施していますが、この成年後見という言葉が身近に感じてもらえず悩んでいるところです。今年度は成年後見という言葉が前面に出しすぎず「遺言・相続」という形で実施しています。</p> <p>ただ、そのような形で啓発講座を開催してもなかなか人は集まりません。センターだけがチラシを配っても難しいので、行政にも力を貸していただき、今でも広報はさせていただいていると思いますが、より広報に力を入れ、成年後見のことを一度聞いてみようとなるようなサポートがあればよいと考えています。そのようなことを含めて評価をしてもらったらよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員の仰るとおり達成度が B となりましたのは、市長申立が年度をまたいで令和 6 年度に申立を行う形になり、令和 5 年度の実績としてはなかったためです。</p> <p>周知については、数年前に比べると市民の成年後見に関する理解度は高まっていると感じていますが、まだ十分ではないと認識しています。1 市 4 町の共同事業として、権利擁護サポートセンターに委託して推進等を実施しているところで、今後も推進に</p>

	<p>についてはそれ以上にしていきたいと考えています。</p>
安孫子会長	<p>他の委員の方、意見はございませんか。</p>
鈴木委員	<p>基本目標 3 介護給付適正化の推進について、評価指標の方をご検討いただければと思います。目標の設定時か過去に意見を言ったこともあります。ケアマネジメントの適正化のところで、ケアプラン点検をしたら OK ということで 100%となっています。実施したことが評価されるのか、点検することで自立支援・重度化防止に資するケアプランになったのかということが大事だと思います。</p> <p>この目的を考えると「ケアプラン点検を実施した」だけで 100%となってしまうので、それでいいのかと思ってしまいます。目的としては自立支援につながった、介護サービスの導入量が減った、それに伴い保険料が安くなったというところ。住宅改修の点検でも、写真を見て適正にできている、それだけでいいのか、これが本当に必要な改修なのかの点検なのか、目的とするのはどこなのかというところだと思います。今一度評価指標を検討する必要があるのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。計画については件数に基づいた指標となっていますが、給付適正化事業の中で、自立支援に向かっているか、重度化防止としてプランに過不足なくサービスが落とし込めているかなど、ケアマネジャーと一緒に点検を進めていきたいと考えています。</p>
安孫子会長	<p>他の委員の皆さまはいかがでしょう。</p> <p>それぞれの委員が言われたことは、評価指標を数でみると A になりますが、その中身、それをどう使うか、どう反映させるかというところが大事で、その質的なところを話し合うのがこの協議会や担当への聞き取り、各会議での検討材料なのだと思います。</p> <p>評価される際にもその辺を含め、田口委員が言われたようにその要因はなんだったのか、よい要因も悪い要因もあると思いますので、そういったところも評価に含めていくと皆さんの総意で評価ができると思います。皆さんの貴重なご意見ありがとうございました。</p>
田口委員	<p>第 8 期計画の期間が終了したが 5 年度だけの評価でよいのでしょうか。全体として 8 期計画の目標についてどうかというのではないのでしょうか。</p> <p>また、8 期計画「地域の支え合いの中で高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり」と書かれていますが、我々の地域では自助・公助・共助のうちの共助はほとんど潰れかけています。コロナで家族葬になり、隣の方が亡くなっても全然わからないということになっています。お互いの助け合いという雰囲気もなくなり、だんだんと空き家も増えています。そういうことも含めて評価するなど、8 期計画の総括的なことはされないのでしょうか。</p>
事務局	<p>8 期計画の評価については、9 期計画策定において、8 期計画の総括をしながら策定いただいたと認識しています。どうしても時間軸上前後して今回は 5 年度の評価という形になりますが、この場でも 8 期計画の総括的な意味も含めた評価をいただいてもよいと考えています。</p> <p>地域の共助については、市としても大切なことと捉えており、例えば基本目標 2 の生活支援体制整備など地域の中での生活支援・支え合いは 9 期計画以降も取り入れ</p>

	<p>ているところです。すべてのところでこの基本理念が実現できていると言われると難しいですが、一つ一つの目標を達成することにより進めていきたいと考えていますので、総括的な評価はこのような観点から引き続きお願いしたいと思います。</p>
城戸委員	<p>評価と直接関係はしないことかもしれませんが、先ほどの菅原委員への回答の中で「福祉包括推進員」という言葉が出てきました。これはそれぞれの部署にもおられると思いますが、課に全く関係のない話であっても誰かが対応して一旦聞き取るということでもよいでしょうか。</p> <p>社協でも心配ごと相談というものがありますが、社協としては「困ったときには社協へ」と掲げているので、一旦聞くということで実施しています。ただ、相談の中には、もう少し話を聞いたら市だけで解決するのでは、という内容もこちらに回ってくる場合があります。これは電話交換の段階で振られているのか、一旦受け止めていただいているのか。断らない相談体制ということでやっておられると思いますが、この辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>福祉包括化推進員は、どんな相談であっても一旦そこで受け止めることを目的としています。状況を把握した上で関係部局と連携をとりながら、支援が必要な人に対して適切な支援を行っていくものです。</p> <p>これまでが十分にできていたかということは反省点もあると思っておりますが、このような方向性で取り組んでいるところです。</p>
安孫子会長	<p>ありがとうございました。これで議題の一つ目を終わらせていただきます。</p>
4 その他	
安孫子会長	<p>次に次第4「その他」です。事務局から3点、報告・確認があると聞いています。まず、「地域密着型サービス事業所の指定について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>地域密着型サービスに関する事業所の指定につきまして、ご報告となります。</p> <p>地域密着型サービスの事業所を指定する際には、「彦根市地域密着型サービス事業所の指定に関する要綱」に基づき委員会を設置し、協議事項につきましては「地域密着型サービス運営委員会」を開催して協議することとされております。</p> <p>今回「有限会社セイファ」の滋賀県が指定権者である通常規模の通所介護「URBANSTUDIO ゆるりは」におきまして、地域密着型サービスに事業所の指定変更をしたいという要望がございました。</p> <p>本来ですと、先ほど申し上げましたとおり、地域密着型サービス事業所の指定におきましては、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行ったうえでの指定を行う流れになりますが、今回の通所介護事業所におきましては、新たな地域密着型サービス事業所の指定を要望されているものではありませんが、すでに滋賀県による事業所の指定があることから、近隣の住民の方も多くご利用されておられる状況です。</p> <p>また、先日、現地において事業所内の施設や設備などを確認し、事業所の指定要件におきましては、特に問題となる点はございませんでした。</p> <p>これらのことから、要綱にあります「地域密着型サービスの質の確保および運営評価に関すること」につきましても、特に問題ないものとし、委員会の開催を省略させていただきます。また、本市の地域密着型サービス事業所として、令和6年9月1日か</p>

	ら新規指定の事業所とさせていただき準備を進めておりますので、ここでご報告させていただきます。
安孫子会長	すでに県の指定を受けているということです。いまの説明でご意見・ご質問ありませんでしょうか。
鈴木委員	定員が減って小さくなるから、地域密着のデイに変わるということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
安孫子会長	次に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行に伴う彦根市の取組について、事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>国においては、今年の秋ごろに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、「認知症施策推進基本計画」が策定される見込みです。</p> <p>市町村においては、国の「認知症施策推進基本計画」を踏まえて計画を策定することが努力義務とされています。本市においては令和 9 年度から令和 11 年度までを期間とする次期計画である「第 10 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定と並行して策定を行う予定をしております。</p> <p>認知症施策につきましては、第 9 期計画に基づき現在も推進しているところですが、「認知症基本法」の基本的施策を確認しますと、今後拡充していく必要がある内容として大きく 4 つございます。1 つ目に移動のための交通手段の確保、2 つ目に地域における認知症の人の見守り体制の整備、3 つ目に社会参加の機会の確保、4 つ目に科学的知見に基づく認知症の普及啓発などが挙げられております。このため、今後これらを検討していく必要があると考えています。</p> <p>市町村計画策定の際には、認知症の人および家族などの意見を聞くように努めなければならないとされており、また、共生社会の実現を推進するためには、地域で暮らす上で必要不可欠な産業、交通、教育、まちづくりなどの関連分野にも参画をいただき、検討を行う必要があるものと考えております。</p> <p>このため、今年の秋ごろに国の認知症施策推進基本計画が策定されましたら、県のレイカディア滋賀高齢福祉プランも参考にしつつ、本市の計画策定に向けて、認知症の人やご家族等の交流・意見交換の場の設定や、庁内関係部局参画のもと取り組んでいく予定をしておりますので、その際にはご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
安孫子会長	この報告について、ご質問等ありますでしょうか。
鈴木委員	<p>今の内容とは直接関係ないかもしれませんが、当会の会員から認知症の人のことで困ったことがあるとして相談があった内容を読ませていただきます。</p> <p>「少し前のことになるが、認知症の利用者が買い物に出かけ、支払いを忘れて店外へ出てしまった。そうすると警察の方が来られ『こんな状態ならすぐに施設に入れろ。施設に入れたらこんなことは起こらない。』と人権無視ともいえる対応をされた。管理者として店側に説明をしたが受け入れてもらえず、店の方針で認知症であっても告訴され、警察の取り調べで何時間も拘束された。本人は認知機能低下の状態である中、一人で警察署に連れていかれ、わからない書類にサインをさせられた。店や警察の認知症への理解が乏しく、認知症の人が犯罪者と扱われても、介護保険事業者として何もできない状態だった。」</p>

	<p>このような課題がたくさんある中で、認知症になっても犯罪者にならないような取組を考えてもらえないでしょうか。これから認知症を患って暮らす人が増える世の中で、認知症の人を犯罪者と決めつけないでほしいと思います。住民・店・警察に対して、キャラバンメイト等いろいろされていますが、実態としては全く違い、警察もそういう対応というところもあり、かなり困っていると言われていました。</p> <p>これから認知症の施策のことをされるとということで、何か対応を一緒に検討してもらえないでしょうか。警察なので、県か、市でも連携していただいて。安心して住めない彦根ではいけないと思いますので、何とか検討いただければと思います。</p>
菅原委員	<p>少し昔のことですが、精神障害の人についても同じようなことがありました。「警察に言われた」と家族がかなり困って泣いておられました。警察ばかりではないかもしれませんが、そんな人が差別されるような社会ではいけないと思います。</p>
事務局	<p>ご意見いただきましたとおり、認知症基本法においては、認知症の人が、基本的な人権を有する個人として、認知症とともに希望を持って生きることができるという新しい認知症観を基に制度設計がされているところです。こういったことが実現できるような施策を取っていける計画にしたいと考えています。そのためには地域・いろいろな関係機関を巻き込みながらやっていく必要があると考えておりますので、またご協力をよろしくお願いします。</p>
安孫子会長	<p>ご意見ありませんでしょうか。では、よろしくお願いします。</p> <p>次に「協議会開催通知等の発送方法の変更」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>事務的な連絡になりますが、委員にお届けしている協議会の開催通知等の発送方法について確認をお願いしたいと思います。</p> <p>これまで、協議会の開催通知は郵送でお送りしてきたところです。ただし、日程調整などでは、委員のほとんどの方とメールにより連絡を取らせていただいている状況です。郵送でのやり取りより、メールの方が早くかつ簡易にやり取りができるため、協議会の皆さまの了承をいただけましたら、業務の迅速化・効率化の観点から、開催通知をメールにより送付する取扱いに変更させていただきたいと考えています。</p> <p>メール送付とする対象は開催通知などの簡易な連絡文書であり、協議の資料等は、従来どおり郵送・紙でお送りします。</p> <p>メールをお持ちではない委員には、従来どおり郵送でお送りしますし、メールをお持ちの方でも、何らかの理由で紙の開催通知が必要な場合は、個別で対応させていただきます。</p> <p>以上、開催通知等の発送方法の変更について、ご確認をよろしくお願いします。</p>
安孫子会長	<p>基本はメールですが、委員の皆さまの状況によって対応する、資料は郵送という形です。よろしかったでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ありがとうございます。</p>
安孫子会長	<p>それでは、本日の協議は以上となりますが、この他に委員の皆さまから何かございましたらここでお受けしたいと思います。</p>
田口委員	<p>彦根市は10月から開庁時間を短くされると聞きました。働き方改革ということでそれはよいのですが、我々も間もなく介護サービスのお世話にならないといけな</p>

	<p>思っております、家族と一緒に相談というときに、日曜日に窓口を開くことでサービスを維持するという考えでしょうか。</p>
事務局	<p>市役所全体の話ですが、10月1日から窓口時間の短縮を実施する方向で進めています。現在の8:30から17:15までのところを、9:00から16:45までと、前後30分をそれぞれ短縮する形になります。</p> <p>基本的にはこの時間の中で対応させていただくこととなりますが、場合によってはどうしても時間外になることもあると思いますので、電話等でお知らせいただくなどして、柔軟に対応していきたいと考えています。</p>
田口委員	<p>そうしたら、例えば家族が土日しか行けないので、それでお願いしたら大丈夫ということでしょうか。</p>
事務局	<p>土日祝日の対応は、従来から原則お断りをしていますのでご理解をお願いしたいと思います。</p>
田口委員	<p>今までと違う時間になったのでお聞きをしています。</p>
事務局	<p>その部分については、従来どおりという形になります。</p>
田口委員	<p>委員の名簿を配布いただいておりますが、事務局の名簿もつけていただけるとありがたいと思います。</p> <p>それと、事務局が何人か代わられたとのことでしたが、市の職員はだいたい2~3年で代わられるのでしょうか。そうであれば、我々が相談にいった、そのことを知っていただく方がいなくなります。相談者の人柄などが分からないままになるという恐れもありますので、できれば福祉部門の職員は長くおられるという制度をお考えにはならないでしょうか。</p>
事務局	<p>市職員は、多岐にわたる分野で1000人近くいる中で、人事異動が一定のスパンで繰り返されているところです。職員自身の育成という観点もあります。福祉部門だけ特化して長く在籍するという事は難しい部分はあります。</p> <p>実情は人事当局にも伝えながら、また引継ぎもしっかりしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
安孫子会長	<p>ありがとうございます。その他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、全てが終了しました。皆さん議事進行にご協力いただきありがとうございます。事務局へお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。委員の皆様には熱心に、また貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで、令和5年度の評価ということでしたが、多くの皆さまのご協力を得ながら、概ね達成できたと考えております。達成できていない部分につきましては、しっかり反省をして、第9期もしくは第10期の計画にしっかり反映させていきたいと思っております。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症も一定終息し、今後地域での活動がますます活性化していくと考えております。そのような中で、先ほどもお話がありましたが、地域の部分での取組が重要なので、市としても地域と向き合い、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、評価の中で市内部の他部署のできていない部分もいくつかありましたが、市として縦割りの部分がまだありますので、そこはしっかりと水平展開を図って実施を</p>

していきたいと考えております。今後策定する予定の、市における認知症施策推進計画につきましても、全庁の取組と先ほどもお話しさせていただきましたので、そこも含めていろいろな分野でしっかりと進めていきたいと考えております。委員の皆さまにも、各方面からお力添えをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和6年度第1回彦根市高齢者保健福祉協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。